

## パブリックコメント手続きの流れ

計画などの案の作成

## 計画などの案の公表

ホームページへの掲載 担当課などでの閲覧・配布

## 意見の募集(募集期間は1か月を目安)

担当課などへの持参、郵便、FAX、電子メールによ る提出(住所・氏名を明記)

## 意見を考慮して計画などの意思決定

## 提出された意見の概要・市の考え方の公表

意見の概要 意見に対する市の考え方 修正内容(理由)

ホームページへの掲載 担当課などにおける閲覧

# 最終案を決定

議会提案・議決 (条例など議会にかける案件の場合)

### 政策などの実施

方

⟨₤http://www.city.tahara.aichi.jp/ 文書課23局3728 を有する方 きに係る事案に利害関

「対象となる計画など」

除く) たは権利を制限する条 市民などに義務を課し、 金銭徴収に関するもの ま は 例

そのほか、 と認めるもの 実施機関が必要

設け、

提出していただいた意

い合わせください。

る皆さんの意見を聴く機会を を公表して、その素案に対す

す。

する場合に、

あらかじめ素案

直接関係する計画などを策定

この制度は、市が皆さんに

は

市ホー ムペー ジなどでお

知らせします。

手続きの概要

主な内容は以下のとおりで 詳しくは、文書課へお問

を導入します。

パブリックコメント手続制

パブリックコメント手続き により意見をお聴きするとき

決定を行うものです。

今後、

んからの意見を求める

原市では、

市民の皆さ

見を考慮して計画などの意思

意見を提出できる人】

を有する個人および法人、 市内に事務所または事業所 市内に住所のある方

市内の事務所または事業所 市内の学校に在学している に勤務している方

ブリックコメント手続 に掲げる方のほか、 係

その他の団体 市の基本方針を定める条例 市の基本的な施策の計画、 方針など

> 3月10日(金) 素案公表場所

市民生活課 (赤羽

うえ提出 (個々の意見には 住所・氏名・件名を明記の 電子メー ル

> たはら 平成18年3月1日広報

# 意見募集中 試行

も情報を掲載しています。 について意見を募集していま 原市集中改革プラン (素案)」 改革大綱 (素案)」 および 「田 度の試行として「田原市行政 パブリックコメント手続制 なお、 市ホームページで

募集期間

総務課、 まで

根支所・ 提出方法 渥美支所)

郵便 素案公表場所への持参

F A X

総務課☎23局3506 直接回答いたしません)

⊠ somu@city.tahara.aichi.jp

パブリックコメント手続 (意見募集)

制度

4月1日からスタート